

「横浜市開発事業等の調整等に関する条例の手引」新旧対照表（傍線は改定箇所）

頁	現行	改訂案	備考
42 56 77 83	<p>◆標識設置届出書等の添付資料である「土地利用計画図」の作成方法について追記</p> <p>第6節 標識設置届出書</p> <p>表：標識設置届出書に係る図書（開発事業の場合）</p> <p>6 土地利用計画図</p> <p>□ □</p> <ul style="list-style-type: none"> 次の開発事業の場合は、添付は不要です。 <ul style="list-style-type: none"> （1）「エ 宅地造成及び特定盛土等」に該当する開発事業のうち開発事業区域の面積が 500 m²未満であるもの （2）都市計画法第 29 条第 1 項第 4 号から第 11 号までに規定する開発行為に該当する開発事業（土地区画整理事業等の場合） （3）条例第 3 条各号に規定する開発事業（墓地等又は都市再生事業の場合） 方位、開発事業区域及びその周辺の土地の境界、用途、標高、地形及び地物、公共施設用地の境界、用途及び形状、建築物又は土地利用（公益用地及び公益的施設用地を含む。）の用途、建築物その他の土地利用に供する敷地の街区又は区画番号、面積、境界及び標高並びに条例第 18 条第 2 項の規定により整備する空地等の境界、<u>位置及び形状</u>を明示し、開発事業区域の境界を赤色で示すこととします。 予定する建築物が一戸建ての住宅以外の建築物の場合又は建築物で崖を覆う場合は、建築物の位置及び形状を明示することとします。（開発事業に関する工事の完了時に、予定する建築物の建築が完了していない場合は、建築物の位置及び形状を破線で記載することとします。） 縮尺は 1,000 分の 1 以上とすることとします。 	<p>第6節 標識設置届出書</p> <p>表：標識設置届出書に係る図書（開発事業の場合）</p> <p>6 土地利用計画図</p> <p>□ □</p> <ul style="list-style-type: none"> 次の開発事業の場合は、添付は不要です。 <ul style="list-style-type: none"> （1）「エ 宅地造成及び特定盛土等」に該当する開発事業のうち開発事業区域の面積が 500 m²未満であるもの （2）都市計画法第 29 条第 1 項第 4 号から第 11 号までに規定する開発行為に該当する開発事業（土地区画整理事業等の場合） （3）条例第 3 条各号に規定する開発事業（墓地等又は都市再生事業の場合） 方位、開発事業区域及びその周辺の土地の境界、用途、標高、地形及び地物、公共施設用地の境界、用途及び形状、建築物又は土地利用（公益用地及び公益的施設用地を含む。）の用途、建築物その他の土地利用に供する敷地の街区又は区画番号、面積、境界及び標高、<u>予定建築物の階数及び戸数、地下車庫及び駐車場の位置・台数</u>並びに条例第 18 条第 2 項の規定により整備する空地等の境界、<u>位置、形状及び名称</u>を明示し<u>凡例で示すこととし</u>、開発事業区域の境界を赤色で示すこととします。 予定する建築物が一戸建ての住宅以外の建築物の場合又は建築物で崖を覆う場合は、建築物の位置及び形状を明示することとします。（開発事業に関する工事の完了時に、予定する建築物の建築が完了していない場合は、建築物の位置及び形状を破線で記載することとします。） 縮尺は 1,000 分の 1 以上とすることとします。 	土地利用計画図の記載方法について明記
178	<p>◆整備基準の遊水地等の設置基準の追記</p> <p>第4章 開発事業の整備基準</p> <p>第8節 遊水池等（条例 18 条第 2 項第 6 号）</p> <p>【基準】</p> <p>5 遊水池等の設置基準については、次のとおりとする。</p> <p>（1）開発事業区域を含む雨水流出量と接続する下水道・排水路等の排水能力を比較し、接続する下水道・排水路等の排水能力が不足する場合は、開発事業区域内に遊水池等を設置する。ただし、接続する下水道・排水路等の改良等により排水能力不足を解消する場合は、この限りではない。</p>	<p>第4章 開発事業の整備基準</p> <p>第8節 遊水池等（条例 18 条第 2 項第 6 号）</p> <p>【基準】</p> <p>5 遊水池等の設置基準については、次のとおりとする。</p> <p>（1）開発事業区域を含む雨水流出量と接続する下水道・排水路等の排水能力を比較し、接続する下水道・排水路の排水能力が不足し、<u>放流先周辺で溢水が生じるおそれがある</u>場合は、開発事業区域内に遊水池等を設置する。</p> <p><u>ただし、接続する下水道・排水路等の改良等により排水能力不足を解消する場合は、この限りではない。</u></p>	排水施設の整備基準に係る遊水地等の設置基準について追記します。